

# 国立公園、国定公園及び 北海道立自然公園について

# 10 国立公園、国定公園及び北海道立自然公園の構成

No.	【 国立・国定公園 】		建築物その他の工作物の設置		
	区域名	自然公園法	施行規則 (許可基準)		備考
①	特別保護地区	許可制	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
②	第一種特別地域				
③	第二種特別地域		○	基準判定	
④	第三種特別地域				
⑤	海域公園地区	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制	
⑥	普通地域	届出制	○	要件合致時届出	要件未满是届出不要

No.	【 道立自然公園 】		建築物その他の工作物の設置		
	区域名	公園条例	施行規則 (許可基準)		備考
⑦	第一種特別地域	許可制	×	設置禁止	許可制だが施行規則で設置を規制
⑧	第二種特別地域				
⑨	第三種特別地域		○	基準判定	
⑩	普通地域	届出制	○	要件合致時届出	要件未满是届出不要



出典：【国立公園】 1. 原初：環境省自然環境局生物多様性センター[自然環境調査Web-G I S]における国立公園の区域等のページから、ダウンロードにより取得したシェープファイルをもとに加工。注：原典GISデータの更新年月日2018（平成28年10月16日）。／ 2. 環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書（変更計画書）及び公園計画図、一部GISデータ（平成29年3月1日から令和4年3月31日までの期間に告示のもの）をもとに、原初データを加工し、更新しています。（EADAS）

出典：【国定公園】 1. 原初：国土交通省「国土数値情報（自然公園区域）平成22年度」をもとに加工。／ 2. 更新：令和4年3月31日告示までの公園区域及び保護規制計画の変更または修正情報が得られた国定公園については、環境省自然環境局国立公園課及び都道府県の所管部署提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）等をもとに、原初データを加工し、更新しています。／ 3. 新規：令和4年3月31日告示までの新規指定された国定公園の場合は、環境省自然環境局国立公園課提供の公園計画書及び公園計画図（一部GISデータ）をもとにGISデータを作成または加工し、既存のデータに集約しています。

出典：【道立自然公園】 1. 都道府県の自然公園所管部署から提供を受けた都道府県立自然公園の公園区域及び公園計画図、指定書及び公園計画書、またはGISデータ。令和4年5月17日告示までの最新版を使用。／ 2. 栃木県、奈良県：国土交通省「国土数値情報（自然公園区域）平成22年度」をもとに加工。なお、この原典に使用された公園計画図の使用許諾を都道府県から得て地種区分の表示名を原典の表示に一致させて更新。（EADAS）

# 11 国立公園、国定公園及び北海道立自然公園に対する委員意見

国立公園、国定公園及び北海道立自然公園については、特別地域だけではなく**全域を除外区域とすべき**。

理由：2022年9月に提出した意見の通り法律・条例に照らして自然公園区域と促進区域とを重複させることは適切でない。

また、北海道の国立公園の普通地域における植生自然度別の面積について、自然環境保全基礎調査の結果を元にGISを用いて算出したところ暫定値であるが以下の結果を得た。

このことから、北海道の国立公園では普通地域においても特別地域と同様に植生自然度が高い場所（植生自然度8・9・10）が多いことが明らかであり、環境の保全への適正な配慮の観点から保全すべき区域と言える。

以上のことから、自然公園区域はその全域を除外区域とすべきである。  
 なお、国定公園、道立自然公園についてはまだ算出ができていない。

北海道内の国立公園の地種区分別・植生自然度別面積割合（暫定値）

地種区分	植生自然度 (% of total)									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
特別保護地区	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	1.7%	0.0%	0.0%	0.3%	73.6%	24.1%
第1種特別地域	0.1%	0.2%	0.0%	0.5%	3.5%	1.4%	0.1%	1.9%	83.6%	8.7%
第2種特別地域	0.6%	1.6%	0.0%	2.0%	1.7%	5.3%	1.1%	2.2%	78.1%	7.3%
第3種特別地域	0.1%	1.4%	0.1%	5.5%	2.5%	7.3%	0.3%	1.2%	79.6%	2.0%
普通地域	0.6%	5.6%	0.1%	2.6%	0.8%	21.9%	1.0%	2.5%	62.6%	2.2%

植生自然度図（縮尺1/5万）

- 10, 自然草原
- 09, 自然林
- 08, 二次林（自然林に近いもの）
- 07, 二次林
- 06, 植林地
- 05, 二次草原（背の高い草原）
- 04, 二次草原（背の低い草原）
- 03, 農耕地（樹園地）
- 02, 農耕地（水田・畑）
- 01, 市街地
- 00, 不明区分

- ・ 二次林とは、その土地に本来あった森林が、台風や噴火などの自然災害や伐採などによって失われ、その後自然に再生した森林
- ・ 二次草原とは、火入れや放牧など人が関係することで維持される草原

## 【 検討が必要と思われる影響 】

市町村行政区域の全域が①除外区域になり、地域脱炭素化促進事業制度を活用できない市町村が発生する。

②考慮対象事項に設定されている区域は、市町村の協議会などで促進区域に設定するかしないかを協議することになるが、市町村や住民などが協議して合意形成を図る機会を喪失することになる。

①除外区域に設定しても再エネ事業を規制することはできないため、現状と変わらず事業者主導で事業実施場所が選定され、事業が実施されることになり得る。

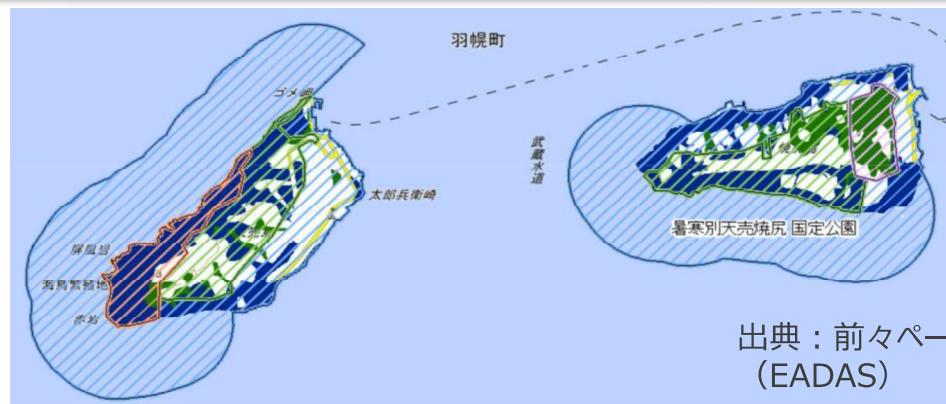
先の表では道内の国立公園の普通地域も植生自然度が高い（植生自然度9・10で65%）ため全域を除外区域にすべきとのことだが、次いで高いのが植生自然度6（常緑針葉樹等の植林地）の21.9%、その次が植生自然度2（畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地）5.6%であることから、65%をもって自然度が高い、全ての範囲を除外として良いものか割合の基準・根拠を明確に説明できるようにする必要がある。

植生自然度の調査結果は、第5回調査（平成6～10年度）の1/5万が最新であり、第6回（平成11～16年度）・第7回調査（平成17年度～）は現在も調査中のため、最新情報が平成11年（24年前）となる。

## 【 温対部会答申案 】

国立公園、国定公園、道立自然公園の特別地域、及び普通地域で（環境影響評価で考慮している）植生自然度9及び10の地域を、除外区域に設定。

ただし、普通地域の植生自然度は9以上の区域で良いか、8以上の区域にするか環境審議会でご審議いただきたい。



出典：前々ページと同様 (EADAS)

